

令和元年第3回士別市議会定例会会議録（第1号）

令和元年8月30日（金曜日）

午前10時00分開会

午前11時33分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 行政報告について

日程第 3 報告第 9号 専決処分の報告について

（令和元年度士別市一般会計補正予算第 4号）

日程第 4 報告第 10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

日程第 5 議案第 62号 士別市の年末年始の休日の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 63号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 64号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 65号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 66号 士別市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 67号 士別市朝日サンライズホール条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 68号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 69号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 70号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 71号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第 72号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第 73号 損害賠償の額を定めることについて
 日程第13 議案第 74号 士別地方消防事務組合を組織する市町村数の増加及び士別地方消防事務組合規約の変更について
 日程第14 議案第 75号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第5号）
 議案第 76号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第15 報告第 77号 士別市公平委員会委員の選任について
 日程第16 議案第 78号 士別市教育委員会委員の任命について
 日程第17 報告第 11号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について
 日程第18 報告第 12号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について
 散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	14番	十河剛志君	15番	山居忠彰君
	16番	遠山昭二君	議長	17番 松ヶ平哲幸君

欠席議員（1名）

13番 谷口隆徳君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教 育 委 員 会 長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------------	-------	-----------------	-------

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 局長 加藤 浩美 君

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 委員会 局長 藪中 晃宏 君

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会 事務局 局長 千葉 靖紀 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君
議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 主任 駒井 靖亮 君

(午前10時00分開会)

○議長(松ヶ平哲幸君) 令和元年第3回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本定例会の会議録署名議員には、3番 苔口千笑議員、4番 喜多武彦議員、5番 佐藤 正議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。13番 谷口隆徳議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告については、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第9号 専決処分の報告について(令和元年度士別市一般会計補正予算 第4号)

議案第62号 士別市の年末年始の休日の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第63号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第64号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 士別市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 士別市朝日サンライズホール条例の一部を改正する条例について

議案第68号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第71号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第72号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について

議案第73号 損害賠償の額を定めることについて

議案第74号 士別地方消防事務組合を組織する市町村数の増加及び士別地方消防事務組合規約の変更について

議案第75号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第5号）

議案第76号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 士別市公平委員会委員の選任について

議案第78号 士別市教育委員会委員の任命について

2. 教育委員会から送付された報告は次のとおりである。

報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

3. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

報告第11号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について

報告第12号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

4. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 4月、5月、6月分

5. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
元. 6. 21	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	元. 6. 21	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣
〃	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革担当) 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)
〃	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革担当) 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
元. 6. 21	子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書	元. 6. 21	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
〃	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書	〃	北海道知事 北海道教育委員会 教育長
〃	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長
〃	日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書	〃	内閣総理大臣 農林水産大臣 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) 衆議院議長 参議院議長

6. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 全国市議会議長会第216回理事会

イ. 開催日 令和元年7月25日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 松ヶ平議長

ニ. 会議概要 地方行政の諸課題について総務省自治行政局長から説明を受けた後に役員補欠選任を行い、令和2年度における「都市問題に関する特別委員会(仮称)」の運営について外1案件について協議し終了した。

7. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野勇司	副市長	相山佳則
総務部長	中舘佳嗣	市民自治部長	法邑和浩
健康福祉部長	田中寿幸	経済部長	井出俊博
建設水道部長	工藤博文	朝日支所長	武田泰和

市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	東川晃宏	朝日支所統括監 兼地域住民課長 (併)生涯学習部 朝日地区 スポーツ統括監	長南広基
会計管理局長	佐藤義弘	企画課長	大橋雅民
創生戦略課長	瀧上聡典	総務課長 兼新庁舎建設 課 (併)選挙管理 委員会事務局 事務局長 兼選挙課長	青木伸裕
財政課長 兼新庁舎建設 庁舎整備管理監	丸徹也	市民課長	佐藤祐希
税務課長	古川敬	環境センター 長	河口光輝
福祉課長	川原広幸	こども・子育て 応援課長	藪中洋行
保育推進課長	東川由美	保育推進課 保育推進管理監	石川美由紀
介護保険課長	青木秀敏	地域包括ケア 推進課長	増田晶彦
保健福祉 センター所長 兼成人病検診 センター所長	松ヶ平久美子	いきいき健康 センター館長	菅井勉
農業振興課長	藤田昌也	畜産林務課長	徳竹貴之
畜産林務課 林務管理監	鶴岡明浩	商工労働 観光課長	阿部淳
国営農地再編 推進課長	喜多伸光	都市整備課長 兼新庁舎建設 庁舎建築管理監	佐々木誠
都市整備課 土木管理監	村田雄大	都市整備課 建築管理監 兼新庁舎建設 庁舎施工管理監	峯垣智剛
都市整備課 上下水道管理監	山下正明	施設管理課長	土田実
施設維持 センター所長	三和宏光	経済建設課長	岡田詔彦
会計課長	吉川千緒	総務課副長兼新 庁舎建設課副長	半澤浩章
教育委員会 教 育 会 長	中峰寿彰	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志

議会事務局長 千葉靖紀

議会事務局
総務課長 岡崎浩章

議会事務局
総務課副長 前畑美香

議会事務局
総務課主任主事 駒井靖亮

以上報告する。

令和元年8月30日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月13日までの15日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月13日までの15日間と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、行政報告についてを議題に供します。

行政報告を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 令和元年第3回士別市議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

初めに、農作物の状況についてです。

水稻は移植後、天候にも恵まれたことで、作柄は平年並みの確保が見込まれ、小麦は収量・品質ともに平年並みを確保できる状況です。大豆については、干ばつによる発芽不良がありましたが、5月中旬までに播種したものについては、圃場間によって差はあるものの生育は順調に推移しており、パレイショ・てん菜の生育もおおむね順調となっています。

こうした中、8月8日の大雨によって、朝日地区ではペンケヌカンプ川の増水により、約16.7ヘクタールにわたって、水稻を初め大豆・そば・スイートコーン等に冠水被害がありました。被害を受けた作物については、品質や収量への影響も懸念されますが、全体的には平年並みの収量確保が見込まれており、適期収穫による品質の保持・管理に万全を期するため、今後も関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、家庭ごみの有料化についてです。

10月1日から開始する有料化に向け、市民説明会や老人クラブ、各種団体への説明会を開催しており、8月20日までに75回、約1,500人の参加があったところです。あわせて、市広報誌による特集やポスター掲示、アパート等へのチラシ配布など、広く周知に努めています。

また、社会的な配慮が必要な世帯に対する、衛生ごみ袋の申請案内を8月下旬に送付したほか、9月からの指定袋販売に向けて、取扱店との協力のもと準備に万全を期してまいります。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。

7月29日に、第2期総合戦略の策定に向け、有識者で構成するまち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開催しました。

戦略会議では、これまで実施した取り組みの検証のほか、第2期総合戦略の概要（案）について審議を行っており、現総合戦略の重点プロジェクト、農業未来都市創造と合宿の聖地創造に加え、まちの未来創造を新たに重点プロジェクトとして位置づけしているところです。

まちの未来創造では、移住定住や交流人口の拡大、広域観光の推進などを基本施策に掲げるとともに、コンパクトで機能的なまちづくりを推進します。また、市民や関係機関などとの連携はもとより、広域での連携や政策間の連携をさらに深めていくことにより、地方創生の深化を図ります。

次に、地域福祉計画についてです。

第4期地域福祉計画の策定については、これまで、昨年実施したアンケート調査の結果や第3期計画の検証結果、さらには社会福祉法の改正内容なども踏まえ、自立支援協議会や地域福祉計画策定懇談会での議論を行い、基本目標や基本施策など計画の骨子案を取りまとめてきました。

今後は、具体的な施策を含めた計画案をまとめ、パブリックコメントにより広く市民の意見をいただいた後、第4回定例会に提案する予定です。

次に、開拓120年に関する事業についてです。

6月23日に、開拓120年を記念する協賛事業として、スロヴァキア国立オペラ2019士別公演が、市民有志が組織した実行委員会によって催され、満員となった文化センター大ホールでは、ソリストたちのすばらしい歌声に多くの観客が酔いしれました。翌日には市内中学校の生徒を対象に学校公演も実施されるなど、多くの市民が世界的な文化に触れる貴重な機会となりました。

6月29日から9月1日までの間、博物館において士別120年の記憶と題し、開拓からの歴史を映像や収蔵コレクションとともに展示しています。また、7月には歴史探訪として市内の史跡各所をめぐるツアーの実施、8月10日には、ふるさと大使の水戸秀樹氏を講師に、撮影された映像を交え120年記念講演会を開催しました。

6月29日には、総合体育館において、交通安全や防犯など地域の安全安心の意識高揚を図ることを目的とし、北海道警察音楽隊・カラーガード隊コンサートを開催しました。

6月30日には、日甜創立100周年、本市開拓120年の記念事業として第5回士別ビートまつりが開催されました。開会式には、土屋北海道副知事を初めとした多くの御来賓に出席をいただき、晴天にも恵まれたことで、約3,600人の来場により盛会のうちに終了したところです。

次に、イベント関係についてです。

本年も天塩川源流まつりが6月30日の岩尾内湖水まつりを皮切りに、天塩川パレードと飲み食い天国、納涼花火大会が順次開催され、市民やお盆で帰省された方々に短い夏のひとときを楽しんでいただきました。

7月14日に開催された第5回地方創生モーターショーには、全道各地から集まった展示車両やドリフトパフォーマンスなどを目的に、市内外からモーターファンを初めとする約3,400人が来場しました。

8月11日には、6回目となる復活！朝日町商店街2019が開催されました。中心商店街通りを歩行者天国として開放し、朝日地区のソウルフード販売を初めとした多くの出店がある中、さまざまなステージイベントが催され、約3,200人が来場しました。

8月18日には、北海道サフォーク種羊共進会と羊まつりが開催され、さほっちファミリーのステージや羊を使用したメニューの販売により、家族連れなど大勢がイベントを楽しみました。

8月25日には、士別市産業フェアが開催され、市民を初めとした多くの来場者が、見て、食べて、体験するイベントを満喫しました。時折雨が降る中、みよし市や川内村からは特産品の販売、本市出身の方々にはステージ出演や出店などで参加をいただき、会場のにぎわいに花を添えていただきました。

次に、スポーツイベントについてです。

東京オリンピック・パラリンピックを1年後に控え、例年9月に開催していたオリンピックデーランを6月23日のオリンピックデーに開催しました。

アンバサダーである小塚崇彦氏を初め10名のオリンピックと2名のパラリンピアンに加え、合宿入りしていたウエイトリフティング女子ナショナルチームの選手も参加し、参加者はジョギングやウオーキングで汗を流す中、オリンピック・パラリンピアンとの交流を深めました。

ディスタンスチャレンジ士別大会は、道内5大会の第3戦として7月13日に開催され、昨年を70人上回る260人の参加となり、世界選手権マラソン代表の川内優輝選手を初め国内外のトップランナーによる熱戦が繰り広げられました。

7月21日に開催した士別ハーフマラソン大会では、マラソングランドチャンピオンシップのファイナリスト4名やトヨタ自動車の早川翼選手など男女24人の招待選手を初め、合宿中の実業団や大学の選手も参加する中、熱いレースが展開されました。男子は拓殖大学のラジニ・レメティキ選手が、女子では岩谷産業の青木奈波選手が優勝を飾りました。ゲストランナーとしては、女子1万メートル日本記録保持者の渋井陽子さん、ファンランゲストにはスキーノルディック複合の阿部雅司さん、加藤大平さん、ファイターズガールをお招きし、大会を盛り上げていただきました。

三望台シャンツェでは、7月7日のサマージャンプ全日本大会を皮切りに、26日のコンバインド、27日のジュニア&レディースの3大会を開催しました。ソチオリンピック銀メダリストの清水礼留飛選手やソチ大会、平昌大会に連続出場した永井秀昭選手などの有力選手のほか、全国各地から次代を担う選手が世界に向けたシーズンのスタートを切りました。

次に、合宿の受け入れとホストタウンの推進についてです。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、ことしも多くの選手や指導者らが合宿に訪れています。

ウエイトリフティングでは、男子ナショナルチームは5年連続、女子ナショナルチームも初めての合宿を行いました。

陸上競技では、全日本実業団連合や関西実業団連盟の長距離選手のほか、日本選手権大会で活躍する一般種目合宿なども行われています。

また、海外からの合宿も多く、陸上競技では韓国や香港の実業団チームが1カ月近く合宿を実施したほか、スキージャンプでは2022年北京冬季オリンピックに向けて、昨年発足した中国スキージャンプ男子ナショナルチームを2年連続で受け入れました。

ホストタウンの推進に関しては、7月6日、7日に開催された東京オリンピックのテストイベントであるREADY STEADY TOKYOにおいて、来日した台湾ウエイトリフティング協会の関係者に対し、合宿招致活動を行ったところです。

文化合宿では、例年訪れている鬼太鼓座の皆さんが6月4日から10日まで合宿したほか、ふるさと大使の松井エイコさんが所属する紙芝居文化の会の合宿も、昨年に引き続き実施されました。

紙芝居文化の会は、市内の小学校や保育園、いぶきにおいても実演を行い、子供たちに紙芝居のすばらしさを伝えていただきました。

次に、JOCパートナー都市協定についてです。

本年、協定の主たる目的がJOCが進めるオリンピック・ムーブメント推進事業への協力に変更され、6月11日に新たな要件となって、本市が全国初の協定締結都市となりました。これを契機に今後も一層の関係強化を図り、スポーツ振興とオリンピック・ムーブメントを推進してまいります。

次に、子供たちのスポーツでの活躍についてです。

ことしも子供たちの活躍が目立っており、士別南野球少年団が高知県で開催された全国大会に出場し、参加65校中3位という輝かしい結果を残しました。

ウエイトリフティングでは、士別翔雲高校の瀬川瑠奈さんが全国高校女子選手権大会で1年生ながら初優勝を果たし、2年生の羽田創さんもインターハイで優勝、3月に行われた選抜大会とあわせて2冠を達成しました。また、士別南中学校3年生の伊藤柊哉さんと多寄中学校3年生の中川真優子さんが、全国中学生ウエイトリフティング選手権大会で優勝し、それぞれ昨年に続く2連覇を達成しました。

陸上競技では、8月24日に大阪市で開催された全日本中学校陸上競技選手権大会において、男子1500メートル決勝で、士別中学校3年生の本間颯さんが5位に入賞するなど、今後、子供たちの活躍が大いに期待されるところです。

次に、(仮称)まちなか交流プラザの整備についてです。

これまで、まちづくり士別株式会社によって基本設計業務や旧士別デパート・協栄ビル解体工事が一般廃棄物処分業務、PCB・アスベスト処分・解体工事の契約が締結され、作業も順調に推移しています。

現在、基本設計業務については、（仮称）まちなか交流プラザ基本計画に基づき、まちづくりプロジェクトを中心に、中心市街地のにぎわいや市民の憩いの場の創出、観光や移住定住に関する情報発信、交通結節といったさまざまな視点から、施設の規模や機能、ゾーニング設定などについて精力的に協議が進められており、10月には議会への報告や市民への説明会を開催する予定となっています。

次に、国際交流についてです。

姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市との交流では、7月10日から17日まで、同市の高校生10人と教諭1人が短期留学研修で本市を訪れました。

滞在中は、市内家庭へのホームステイを行い、翔雲高校での授業や士別国際交流協会を初めとする市民との交流活動のほか、士別神社祭でおみこしを担ぐなど、さまざまな日本文化を体験しました。

また、7月6日に開催された第3回アジア交流少年サッカー士別大会には、ベトナムから39人の子供たちが来市し、サッカー以外にも市内小学校の児童と一緒に英語の授業を受けるなど、交流も活発に行われたところです。

台湾との交流では、士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会の事業として、7月8日から9月6日まで、台湾大学生のインターンシップ受入事業を行っています。本市では士別グランドホテルと羊と雲の丘で就業体験を行い、観光イベントなどにも積極的に参加することで、日本の文化に触れ、市民との交流も図られました。

次に、誘致企業との連携についてです。

トヨタ自動車株式会社からは、ことしもハーフマラソン大会車両4台の提供を受け、大会の進行に多大な協力をいただきました。

6月19日には、ダイハツ工業株式会社の全面的な協力をいただき、道北地域では初開催となる健康安全運転講座を開催しました。講座では、車の死角確認や衝突回避支援システムの体験などが行われ、好評により第2回目を9月に開催する予定です。

8月27日から29日には、ダイハツものづくり体験教室が、昨年に引き続き市内の全小学校を対象に実施されました。自動車製造ラインを体験的に学習できるプログラムとなっており、子供たちには貴重な経験となりました。

ヤマハ発動機株式会社からは、ことしも産業フェアにおいて、本市での試験研究をもとに誕生した四輪バギーや除雪機などを展示いただきました。

次に、企業誘致の取り組みについてです。

本年5月から4件の特定遊休財産の公募を行った結果、3社から申し込みがあり、旧武徳小学校体育館と旧岩尾内淡水魚蓄加工施設の2件について、無償貸与を決定しました。その中で、旧武徳小学校体育館を活用するOMEGAファーマーズは、本市と地方創生の連携協定を結んでいる北海道銀行が出資する合同会社で、エゴマや亜麻などの搾油・販売を行うこととなっています。

8月19日からは2回目の公募を行っており、地域経済の活性化に資する事業の展開に期待を寄せています。

また、6月26日には土別三協株式会社の設立報告会が行われ、羊のまち土別のさらなる発展を期待しています。さらに、株式会社ドリムグラウンドが養豚場の建設に着工し、来年の操業開始に向けて工事が進められています。

こうした企業の進出は、雇用や税収の確保など地域経済に与える効果は非常に大きいことから、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

最後に、公共工事の執行状況についてです。

本年度の工事発注総額、補正予算等による追加工事を含めて144件、約16億7,700万円を予定したところです。

この8月21日までの発注状況は、東山浄水場電気設備更新工事を初め銀川橋補修工事などの大型事業のほか、つくも青少年の家解体工事、生涯学習情報センター外部改修工事など予定件数の約8割、110件の発注を終え、その発注総額は約11億9,600万円、平均落札率は96.31%であり、それぞれ工期内の完成に向けて順調に進捗しています。

今後、予定している主な工事は、学田西2号線道路流末排水路工事や朝日三望台シャンツェ送水管取替工事などであり、これらについても順次計画的な発注に努めてまいります。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第3、報告第9号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第9号 令和元年度土別市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

去る7月8日に成人病健診センターの電気ヒートポンプエアコンが故障し、応急的な修繕により運転を再開したものの、極めて不安定な状態であることや同センターがエックス線撮影機など医療用精密機器の設置施設であり、室内温度を一定に保ち検診を円滑に実施する必要があることなどから、特に緊急性を要する案件と判断し、復旧経費760万円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月18日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源としては、地方債の特定財源をもって収支の均衡を図ったところがあります。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告についてを議題に供します。

教育長の説明を求めます。中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について御説明申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、昨年度の教育委員会における事務の管理及び執行の状況について、みずから点検と評価を行ったものであり、議会に提出するとともに、広く公表するものです。

点検・評価の対象は、平成30年度における士別市教育推進の重点に盛り込んだ推進施策と主要事業の43事業であり、このうち、複数の部署が所管しているものもあるため、調書の総数は52となっています。

評価については、個別の主要事業の目的や目標、内容に対して、期待する成果が得られたか、また、その事業の必要性はどの程度あるのか、あるいは事務事業が円滑に遂行できたか、工夫や改善、充実を図ることができたかなどについて、当該事業の性格によってさまざまな視点から自己評価の結果をアルファベットのAからEまでの5段階で示しています。この点検・評価に客観的視点を加え、その妥当性を確保するため、本市の校長会、社会教育委員の会議、体育協会、文化協会及びPTA連合会の5団体から選出された教育行政評価委員によって幅広い視点から御意見をいただいたところであり、さらに、教育委員会会議を経て取りまとめたものです。

最終的に、30事業がA評価となり、残る22事業がB評価となりました。

これらの結果に基づき、今後の施策、事業の推進に向けて、事業の必要性はもとより、さらなる効率性や工夫・改善などの検討も加えながら、よりよい教育行政の実現に努めてまいります。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、御報告申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君） 報告書16ページの学校教育課所管の事業、いじめ・不登校・体罰の防止強化と対応の充実について質問します。

この項目、去年はA評価でなかったと思うんですけども、去年のアルファベットの評価と、その理由についてお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

本事業につきましては、去年は、いじめ・不登校支援体制の強化と体罰防止の徹底及び相談体制の強化と2つの事業に分かれていたところでございます。去年は、体罰防止の徹底及び相談体制の強化につきましては、C評価となっているところでございます。

その内容といたしましては、体罰の件数としてはございませんでしたが、不適切な事案が1件発生したということがございました。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 昨年、この場で、これは学校の先生が生徒、児童に対して行ったことが体罰に当たるのか、体罰ではないけれども不適切行為なのかということで論議したと思います。その中で、当時、部長の答弁だったと思うんですが、今、これが体罰に当たるのか、体罰までいかないけれども不適切行為とされる範疇のことなのかということ北海道のほうで審査しているという答弁をいただいたと思います。その後、その件についてはどんなふうに北海道からコメントがあったのか、お聞かせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

昨年度の件につきましては、昨年9月の段階で北海道教育委員会の通知により、所属長からの指導が相当ということでございました。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 所属長ということですから、具体的には学校の校長先生からその個別の教職員に対しての指導ということではないですか。

次に、評価の考え方の問題に移りたいと思うんですが、この調書、報告書、随分前からやっておられて、自己評価なのではないかとかいろいろね、ちゃんとした第三者評価になっていないとかいろいろ指摘、この議会の中でもありましたけれども、それは置いておいて、去年の体罰のところでCになっていて、ことしはAだと。体罰とかそれに近い行為が発生したからCであって、発生しなければAだという、私はその基準はちょっと疑問がすごくあるんです。というのは、行政だとか議会というのは、学校の教育環境について整えることを留意しなければならないと。要は、直接現場でこれが起こったから、こういった不祥事が起こったから例えば評価が低くなるとか高くなるとか、なかったから高くなるとか、そういう問題じゃないと思うんです。やはり議会だとか教育行政は直接教育現場に手を突っ込めないというか、それは抑制するほうが正しいと思うんですよ。

私自身10年間議員生活やっていますが、いろいろ震災が起こったら、原発事故が起こったときに放射能教育をしろだとか、2分の1成人式はちょっと虐待されているような子供には厳しいのではないかと、そういう学校現場にかかわることを言っちゃったことはありますけれども、なるべくやはり議会も教育行政も現場のことに、現場でこれが起こったから評価が低いとかじゃなくて、直結してないのではないかと思うんです。直結させるべきじゃないと思うんです。

よく、全然本市ではありませんけれども、ほかの町でいじめ事案が起こったと、それを教育委員会が例えば隠蔽したとか、そういうことになったら当然評価はもうCであり、Eであり、XYZです。そうじゃなくて、教育委員会としては、いじめ、体罰のない環境を目指しているけれども、たまたま現場でこういうことが起こったと。でもその対処は、報道もされたし、別に隠したわけでもないし、再発防止策もやっただと、そういうことなら別にC評価にする必要もなかったのではないかなと逆に思うんですけれども、何か事案が起こったからC、起こらなかったからAという基準の仕方、ちょっとどんなふうに考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

評価委員の方からも、事業によって評価の基準や考え方、この視点が異なる点について御意見をいただいております。

評価につきましては、過去の状況との比較というものも必要との考えもありまして、従前の方法を踏襲、継続いたしました。御指摘いただいた点につきましても検討が必要とは考えております。お話のとおり、当然いじめのない環境づくり、これは大切なことと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、今回評価した経過についてですが、いじめ・不登校支援体制と体罰の部分が一つに統合した関係もありまして、今回特に不登校の部分、適応指導教室の体制の充実等を評価したところでAという形で評価いたしました。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 今、最後におっしゃったように、ウィズですか、適応指導教室については非常に先進的な施策であり、私もAどころかAダッシュとかAプラスとかつきたいぐらいです。

それで、ここの16ページの下のほうに、体罰防止に向けては、指導に悩む教職員へ組織的な相談支援体制をさらに充実する必要があるということですので、やはりそういう考え方に立脚して、組織的に支援していくんだということで、教育行政並びにももちろん議会、市民も協力していきたいなと思います。

それで最後に、いわゆる不登校の問題にいきたいと思います。

今、北海道ではもう小・中学校2学期始まっていますけれども、本州、四国、九州では来週から大体夏休み明けということで、今いろんなインターネットとか見ても、その学校だとか図

書館だとかね、学校に2学期行きたくないという子は図書館に来ていいよとか、それから、学校にどうしても行きたくなかったら相談してくださいとか、いっぱいインターネット上でも出ています。私も古い人間なので、昔は学校に行くのが当たり前で、不登校と言わずに登校拒否なんて言っていましたけれども、そういう時代じゃなくなると。

ちょっと文科省のホームページなどを見ると、通知が出ている。ちょっと紹介しますと、3年前ですけれども、不登校児童・生徒への支援のあり方についてという文科省の初等中等教育局長から通知が出ています。それで、基本的な考え方として、不登校児童・生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒がみずからの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童・生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で学業のおくれや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意するということなんです。自分を見詰め直す期間でもあるということ文科省が言っているというのは何か不思議というか、自己否定なのではないかなとちょっと思うんですけれども、――。

同僚議員もこの不登校のことについていろんな方が質問されてるけれども、学校復帰ということ割と最後におっしゃっていた方もいます。私もそのような考え方、ああそうだなと聞いていたんですけれども、今、文科省がこういうふうに、あまりその不登校の子供について、学校復帰なんだということを正面から言わないようになったということ、市としてはどのように受けとめているか、ちょっとお話しください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

不登校になる原因といいますのは、子供によってさまざまでありまして、子供の気持ちに寄り添いながら今後も見守っていく必要があると考えております。お話のありました学校に必ずしも行かなくてもいいという形ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒の状況に応じて対応を考えていきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 文科省から複数回、何か不登校児童のことについて通知が出ているので、その受けとめということでお願いしたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今、文科省の通知等でございますけれども、このもとなったものということでありまして、平成29年の2月でありますけれども、国や自治体が支援すると定めた教育機会確保法が議員立法によって成立をしたということがございます。この中で、内容としては、通学するのがつらいときは学校を休んでもいいという休養の必要性が明記されているということでございます。こういったことに基づいての文科省の通知ということで我々も捉えているところであります。

その一方で、議員もおっしゃられますように、やはり学校というのは教育の基本的な組織だ

と思ってもございます。そういった意味ではもちろん子供に寄り添うことも大切でもございますが、一方ではやはり学業ということについても、これは大変重要なものでありますから、学校がベースということは変わらないということではありつつも、必ずしも学校へという姿勢ではないと、そんなようなことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君） 私からは2点質問させていただきたいと思います。

まずは1点目、12ページになります。総合評価の評価委員の方が評価された下段になります。調書の記載内容の一部については修正を求めますとありますけれども、こちらの具体的な修正を求める箇所というのはどちらになりますでしょうか。そして、調書の修正は行われたのか、もしくは行われなかったのか、その理由もあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

12ページでございますように、評価委員の方からは、評価結果に関しては総じて妥当なものと判断しますということでありまして、評価そのものの修正ということではございませんが、ページ数でいきますと38ページになります。事業名が北海道命名150年、松浦武四郎生誕200年関連事業の実施、こちらともう一点、57ページになりますが、こちらは日本版画協会巡回土別展30周年記念展の開催事業でございます。これら2つの事業につきましては、命名150年ですとか30周年と年数が記載をされておまして、いわゆる単年度の事業という形になります。評価の中に事務事業の必要性という欄がございまして、継続、見直し、廃止と3つがございまして、これら2つの事業につきましては、継続ですとか見直しに印がついていたところではありますが、委員の皆様からの御指摘もあり、単年度事業ということで、いずれの事業も廃止と変更をさせていただいたところではございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 今のところ、理解いたしました。

もう一点確認をさせていただきたいと思います。学校教育の、ページ数で言いますと18ページになります。特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実ということで、こちらに関しましては、一般質問でも取り上げをさせていただいている内容でありますので、詳細は省きますけれども、評価をこちら、Bとされた理由についてお伺いしたいと思います。

恐らく特別支援教育というところを非常に重点的に考えられてのBという評価をされたのかなと推察はいたしますけれども、評価を踏まえた課題につきまして、通常学級に関してはまだまだ課題があるということに記載があります。こちらに関しては、私は早急に改善、見直しが必要な事案が多々あると考えておりますので、そういう観点から見ますとBという評価はいかなものかなと思っております。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実でございます。

こちらにつきましては、昨年度の評価もB評価としております。内容といたしまして、特別支援教育支援員の配置事業がございます。こちらにつきましては、本市としましてはできる限りの支援員雇用をして、支援が必要な子供の対応に当たっているところでありますが、やはり人材の確保でありますとか人材の充実という点に課題があると考えておりましたので、その視点からB判定ということにしております。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号は報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第62号 士別市の年末年始の休日の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第62号 士別市の年末年始の休日の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、これまで12月31日から翌年の1月5日までとしていた本市の年末年始の休日を、市民の利便性の向上や関係機関と連携を高めることを目的として、多くの企業や国・道などの休日と同じく、12月29日から翌年の1月3日までに変更するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第6、議案第63号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第63号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当な差別がされないことを目的とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布されました。

本条例は、この中で、地方公務員法においても、成年被後見人等であることを理由に競争試験及び選考を受けることができない規定や職員が成年被後見人等に至ったときは、その職を失うとする規定を削除する改正が本年12月14日に施行されることから、関係する条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第64号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第64号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害で被害を受けた世帯に対する援護資金について、やむを得ない理由から償還金の支払いが著しく困難になったと認められるときは、支払いについて猶予できるよう追加するほか、市が償還金の支払い猶予や償還免除について判断するに当たり、援護資金の貸し付けを受けた者やその保証人の収入・資産の状況を把握できるようにすることで、資力状況に応じた適切な対応を可能にするものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、議案第65号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました議案第65号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

社会において活動する女性が、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするため、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されます。

これに伴い、旧氏による印鑑登録ができるよう、本条例について改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第9、議案第66号 士別市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました議案第66号 士別市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割の減免規定を整備するもので、本年10月1日から、自動車及び軽自動車の取得者に対しては自動車取得税を廃止し、道税である自動車税環境性能割または市税の軽自動車税環境性能割を課するものでありますが、軽自動車税の賦課徴収については、納税者の混乱を避けるため、これまで同様に北海道が行うこととなります。

あわせて、障害者等が取得する軽自動車に対する減免の手続についても、道が全道市町村分を一括して取り扱うことから、その申請期限や手続を全道統一した基準とするため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第10、議案第67号 士別市朝日サンライズホール条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第67号 士別市朝日サンライズホール条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

まちづくり総合計画に基づく施策推進に向け、社会教育施設のあり方についてもこれまでさまざまな検討を進めてきたところです。

その結果、朝日サンライズホールの管理運営については、民間活力の導入によって、ホールとして必要な専門性の確保や効率的な運営が容易となり、質の高い市民サービスの提供と費用対効果の向上が期待できることから、指定管理者制度に基づく管理運営を可能とするため、本条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 1、2点質問させていただきます。

今回、サンライズホールの条例の一部改正ということで、文を読ませていただきました。その中で、確認事項というか、これは一番最後の附則の中に書いてありますけれども、来年度、令和2年4月1日から施行するという話になっております。これは来年度から指定管理にするという位置づけでよろしいのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 漢文化振興統括監。

○文化振興統括監（漢 幸雄君） お答えいたします。

現段階でこの条例を改正いたしまして、来年の4月1日から指定管理にするということを検

討して、事務レベルでも内容を詰めているという状況でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） サンライズホールに今回は特化しているわけですが、類似施設として市民文化センターがあるわけです。文化センターについての指定管理ということはお考えでないでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今回のこのホールに関する一連のことでございますけれども、先ほど副市長からの提案にもございましたが、このホールに関しては、私ども部内の中で社会教育施設のあり方について検討を進めてまいったところでございます。そんな中で今、審議をいただいております朝日サンライズホールについては全てということでございます。そういった意味では指定管理。一方、文化センターにも大ホールと小ホールがございます。ただ、文化センターの大ホールと小ホールは、今現段階で、この大ホール、小ホールの運営をどうするかということは我々内部で検討しているということでございます。そういった意味では、文化センターに関しては施設全体ではないという捉えもございまして、今現段階では文化センターの条例を指定管理ができるということでは進んではないという現状でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 了解いたしました。

一般質問の通告の中に、今回、指定管理等につきましてはちょっとまた別途質問させていただく予定であります。近いうちにこの文化センターについては、サンライズホールと類似した施設でございますので、近い将来、将来的に指定管理ということをお考えなのか、この確認だけ。というのは、いつごろという時期はないんでしょうけれども、将来的には指定管理にするよというお考えなんですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今、申し上げましたように、我々行政側としても、課題を一つ一つ解決していかなければならないということがございます。そういった意味で今回は朝日サンライズホールについては指定管理ができるということで、今、御審議をお願いしているところでございます。文化センターに関しては、現段階では、まず、今申し上げました行政側の課題の解決方法として、例えば指定管理がいいということになればもちろんそういうことをまた御相談申し上げますし、現段階ではそのような状況には至っていないということでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第11、議案第68号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第69号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第70号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、議案第71号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について及び議案第72号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、以上5案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長(田中寿幸君)(登壇) ただいま議題となりました議案第68号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の一部を改正する条例、議案第70号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例、議案第71号 士別市保育所条例の一部を改正する条例及び議案第72号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から開始となる幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い児童福祉法の一部が改正されたことから関連する条例の規定を改正するものであり、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第68号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、保育士や所定の研修を受講し、保育士と同等以上の知識を持つ者が家庭的保育者として小規模で保育を行うための基準を定めたものであり、その家庭的保育者の要件のうち、これまで排除されていた成年被後見人及び被保佐人についてもその職を担えるよう児童福祉法が改正されたことから、それにかかわる引用規定を改めるものです。

次に、議案第69号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、幼児教育・保育の無償化の一環として、保育の必要性が認定された場合に、幼稚園の一時預かりや保育園の一時保育、認可外保育施設等の利用料についても無償となることから、当該施設の利用に当たり、国が新たに設けた子育てのための施設等利用給付を受給するために規定している年齢区分や基準等について定めるものです。

次に、議案第70号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、幼稚園・認定こども園・認可保育園・へき地保育園を利用する零歳から2歳の住民税非課税世帯の子供及び3歳以上の子供の利用者負担額を無償とするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第71号 士別市保育所条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼稚園・認定こども園・認可保育園・へき地保育園を利用する支給認定保護者の表記を教育・保育給付認定保護者に改めるものです。

次に、議案第72号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、へき地保育所に入所する零歳から2歳の住民税非課税世帯の子供及び3歳以上の子供の利用者負担額について士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部改正に合わせ、所要の改正を行うものです。

このほか、これらの全ての条例において、子ども・子育て支援法に表記している文言を引用している箇所について、同法の改正に伴う文言整理を行うものです。

以上、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う子ども・子育て支援法の一部改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に関連する条例について、一括して概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第72号までの5案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第12、議案第73号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいま議題となりました議案第73号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本件は、去る8月17日午後4時30分ごろ、士別市勤労者センターの駐車場を利用しようとした車両が、駐車場入り口に設置されているグレーチングがはね上がったことで、車両の下に搭載しているガソリタンクに突き刺さり、利用者の車両を損傷させたものであります。

このたび、相手方と車両の復旧に要する額8万3,550円を賠償金として支払うことで合意したため示談書を取り交わそうとするものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づ

き、議会の議決を求める次第です。

なお、この賠償金につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填されるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第13、議案第74号 士別地方消防事務組合を組織する市町村数の増加及び士別地方消防事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 士別地方消防事務組合を組織する市町村数の増加及び士別地方消防事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

令和2年4月1日に士別地方消防事務組合に幌加内町が加入することに伴い、組織を構成する市町村数の増加及び組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第14、議案第75号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第5号）及び議案第76号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第75号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第5号）及び議案第76号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、森林環境譲与税を財源とする森林整備基金を活用した森林整備促進事業を初め、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、まちづくり士別株式会社が実施する地域再生可能エネルギー活用調査業務委託料など当面の措置を要する予算について所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について、順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてですが、総務費では、財産管理事業費においては、旧士別西小学校校舎が企業立地促進条例に基づく特定遊休財産として利活用の提案を公募しているところです。今後の利活用に向け、冬期間の建物を保全するための経費として、屋根雪おろし業務委託料50万円、ガラス養生工事費249万7,000円、合わせて299万7,000円を計上したほか、旧士別地方卸売市場への移転に伴い、今後解体する旧清掃車両センターの建物等の屋根雪おろし及び排雪業務委託料150万円を計上しました。

朝日地域交流センター管理運営事業費では、山村研修施設の駐車場において、7月上旬ごろから複数の地盤沈下が発生しました。今後における被害の拡大を防ぐため、一部復旧経費を含む原因の調査業務委託料として240万円を計上いたしました。

地域振興事業費では、北海道の持続可能な鉄道網の確立に向けて、北海道や沿線地域が一体となり、JR北海道に対する来年度までの緊急かつ臨時的な支援措置として、2億円の北海道鉄道利用促進環境整備交付金事業を実施するため、本市の宗谷本線沿線自治体特別負担金として66万4,000円を計上しました。

次に、民生費です。

障がい者自立支援給付事業費では、就学前の障がい児発達支援無償化への対応に伴うシステム改修費28万6,000円を計上したほか、平成30年度障がい者自立支援給付費が確定したことから、国・道への返還金を合わせて444万7,000円を計上しました。

自立支援更生医療事業費についても、平成30年度自立支援更生医療費が確定したことから、同様に返還金222万7,000円を計上しました。

介護保険事業特別会計繰出金では、介護保険事業特別会計における事業実施に伴う一般会計繰出金22万7,000円を追加計上しました。

地域包括支援センター運営事業費では、職員の出産育児休業に伴い、産休代替臨時職員1名を雇用するための経費165万円を計上しました。

生活保護安定運営対策事業費では、生活保護法の改正により、被保護者の医療と生活の両面から支援する取り組みとして、被保護者健康管理支援事業が新たに創設され、令和3年1月から全国の自治体で実施されることから、当該事業の円滑な実施に向けて、被保護者及び地域の健康課題や医療扶助の実態を把握するため、各種データ収集・分析等の業務委託料275万円を計上しました。

次に、労働費です。

勤労者センター管理事業費では、令和元年8月17日にセンター駐車場で発生したグレーチングのはね上がりによる車両破損事故に伴う損害賠償金として8万4,000円を計上しました。

なお、損害賠償金については、全国市長会市民総合賠償補償保険から財源が補填されるものです。

次に、農林水産業費です。

森林整備促進事業費では、さきの第2回定例会において、森林環境譲与税の創設に伴う森林整備基金を設置したところであり、その基金積立金を財源として本年度実施する森林所有者への意向調査業務委託料198万円を計上しました。

次に、商工費です。

中心市街地活性化事業費では、二酸化炭素排出量の抑制を図るため、まちづくり会社士別が中心的な役割を担い、地域における再生可能エネルギーを活用した事業展開の可能性を検討するに当たり、このたび、国の二酸化炭素排出抑制対策事業における地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業の補助採択を受けたことから、事業化に向けた調査業務委託料及び再生可能エネルギーを活用したまちづくり支援業務委託料等として1,300万円を計上しました。

次に、土木費です。

除雪機械整備事業費では、国の社会資本整備総合交付金の減額に伴い、地方債に財源振替するものです。

次に、消防費です。

防災対策推進事業費では、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業として、全道各市町村に市町村防災・減災対策事業推進交付金が交付されることとなったことから、当初予算で見込んでいた事業費の一部に財源振替するものです。

次に、教育費です。

高等学校運営管理事業費では、士別東高等学校の嘱託業務技師が本年3月31日付で退職したところですが、退職に係る特別割増賃金が未支出となっていたことが判明しました。ついては、速やかに支出するため36万6,000円を計上したところです。

なお、これらに要する財源については、国庫支出金及び地方債、基金繰入金などの特定財源のほか地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

続いて、債務負担行為の補正についてです。

民間の技術や視点を取り入れ、多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、事業の安定性を図るため、広報しべつの製作業務を3カ年契約による民間委託することとし、年度当初から円滑に業務を実施するため、所要の措置を追加しました。

地域公共交通総合対策事業においては、中多寄線など4路線の市町村生活バス路線、川西・南沢線の予約制乗合バス及び武徳線の地域内フィーダー系統バスについて運行委託のための措

置をいたし、北海道総合行政情報ネットワークシステムを新庁舎へ移設するに当たっては、本年度実施予定の移設準備業務と来年実施予定の移設業務を一体で契約することにより、品質・工程等の管理を適正に行うため、所要の措置を講ずるものです。

また、地方債の補正については、歳出予算との関連から所要の措置を講じたところです。

次に、介護保険事業特別会計についてです。

介護保険事務一般行政事業費では、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料45万4,000円を計上しました。

なお、これらに要する財源については、国庫支出金の特定財源のほか一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げました。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び76号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第15、議案第77号 士別市公平委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第77号 士別市公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本年、10月13日をもって任期満了となる尾形幸男委員の後任として、佐々木幸美氏を委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案同意と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第16、議案第78号 士別市教育委員会委員の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第78号 士別市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本年、10月28日をもって任期満了となる千田秀昭委員の後任として、山田敦久氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案同意と決定いたしました。

それでは、ここでただいま教育委員会委員に任命同意となりました山田敦久さんより御挨拶がございますので、御聴取願います。

登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○山田敦久さん（登壇） ただいま御紹介いただきました山田敦久でございます。

お許しをいただきましたので、一言就任の御挨拶をさせていただきます。

このたび、士別市長牧野勇司様の御推挙のもと、ただいま士別市議会皆様の御意向を賜りましてまことに光栄に存じ上げます。しかしながら、私は若輩者で経験不足でもございます。私にとりましてその責務の重大さはとても身が引き締まる思いでございます。

本市の教育行政をしっかりと勉強させていただき、力不足ではございますが、少しでも皆様の御期待に沿えるよう誠心誠意努めてまいりますので、よろしく願いいたします。子供たちの健全で安全な環境を整備することを目的としまして頑張らせていただきますので、市長を初め御臨席賜りました皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を心よりお願いいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第17、報告第11号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報

告についてを議題に供します。

総務産業常任委員長の報告を求めます。大西 陽委員長。

○総務産業常任委員長（大西 陽君）（登壇） ただいま議題となりました総務産業常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

去る8月22日に、庁舎改築工事の進捗、庁舎内レイアウトの検討状況について調査を行いました。

庁舎改築工事の進捗状況については、調査日時時点で進捗率は53.7%であり、本年12月の完成に向けて順調に進んでいるところであります。工事の状況としては、コンクリートの躯体工事が終わり、内部の間仕切り壁の施工が進んでいるところであります。

工事竣工後には備品の搬入などを行い、来年の5月連休中の移転作業を予定しているとのことでありました。移転後には、現庁舎の解体・改修工事を行い、令和3年度に駐車場を含めた外構工事を行う予定となっております。

次に、庁舎内のレイアウトについては、ワンフロアサービスの取り組みや総合案内窓口の設置、わかりやすい案内表示、そしてプライバシーに配慮した窓口カウンターの配置について、庁内において市民窓口検討委員会を設置し、検討を進めているとの説明を受けました。

また、入り口近くに配置する市民テラスにおいては、市民のコミュニティスペースであるとともに、確定申告の会場としてなど、多目的な利用についても検討しているとのことでありました。

委員からの質疑においては、喫煙所設置の考え方について、庁舎敷地外に別棟で設置する方向で検討しているとのことでしたが、設置場所を含め、市民への周知や案内表示など、課題は多いものと感じました。

また、市民見学会の開催については、他の自治体の例を参考にして前向きに検討するとのことでありました。

新庁舎は、将来の行政需要の多様化や社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められます。将来においても、市民を初め全ての人が利用しやすい庁舎となるよう引き続き検討を進められていくことを望むところであります。

以上申し上げて、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第18、報告第12号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。谷 守委員長。

○文教厚生常任委員長（谷 守君）（登壇） 文教厚生常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

7月23日に、適応指導教室ウィズの所管事務調査を行いました。

適応指導教室ウィズは、登校できずに家庭で過ごしている子供のために、家庭や学校と協力し、一人一人を大切に活動を通して、子供たちの心情や悩みを受けとめたり、社会的な自立や学校復帰へ向けて歩き出せるように支援する場として平成26年4月1日に開設されました。

初めに、生涯学習情報センターいぶき内にある施設の見学を行い、その後、担当から現状の通室状況などの説明を受けました。

現在の在籍児童・生徒数は小学生2人、中学生7人の合計9人で、開設から本年7月までの6年間で在籍した児童・生徒は延べ25人とのことであります。

開設当初は指導員1人体制で行っていましたが、通室生徒の増加に伴い、現在は常勤職員2人、パート職員1人、いずれも教員免許を所有の体制で行っているとのことであります。

適応指導教室ウィズの役割は、本市にとって極めて重要なものと認識した一方で、今後においては、有資格者である指導員確保の課題もあることを全委員が認識したところです。

以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明8月31日から9月9日までの10日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、明8月31日から9月9日までの10日間は休会と決定いたしました。

なお、9月10日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時33分散会）